

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント
企画提案等審査委員会設置要綱

制定 令和5年2月17日付 22e 国実第20号
改正 令和5年3月31日付 22e 国実第21号
改正 令和5年4月3日付 23e 国実第3号
改正 令和5年11月27日付 23e 国実第66号
改正 令和6年1月29日付 23e 国実第92号
改正 令和6年3月29日付 23e 国実第114号
改正 令和6年7月1日付 24e 国実第39号

(目的)

第1条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事業に係る実施計画及び運営計画の策定に係る業務支援並びに東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント実施運営業務等（以下「本業務」という。）について、委託先を公正かつ適正に選定するため、「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベント企画提案等審査委員会」（以下「企画提案等審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 企画提案等審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別途定める者（別紙）をこれに充てる。

2 前項1に掲げる委員のほか、委員長が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。

3 企画提案等審査委員会は、提案事業者に対してヒアリング等を実施することができる。

(委員長の職務及び代理)

第3条 委員長は、企画提案等審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 企画提案等審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 企画提案方式により選定する場合、委託先選定のための審査に関すること。

(2) 総合評価入札方式により落札者を決定する場合、落札者決定基準の調査及び審議並

びに技術提案書の審査に関すること。

(3) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(企画提案等審査委員会の開催)

第5条 企画提案等審査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(委員の定数)

第6条 企画提案等審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

2 企画提案等審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任することができる。

(関係者の出席等)

第7条 企画提案等審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(企画提案方式により委託先を選定する場合の審査)

第8条 企画提案等審査委員会は、第4条第1号により、企画提案方式で委託先を選定するときは、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会の定める企画審査基準に従い、企画提案の審査を行う。

2 前項の審査は、原則として、全ての提案事業者に対して提案説明の機会を与えることとする。ただし、提案事業者が5者を超える場合には、予備審査により、提案説明に進む事業者を選定することができる。

3 企画提案等審査委員会は、前項の予備審査を行う場合には、企画提案書の審査を書面により行うことができる。

(総合評価入札方式により落札者を決定する場合の審査等)

第9条 企画提案等審査委員会は、第4条第2号により、総合評価入札を行うときは、落札者決定基準の調査及び審議を行う。

2 前項の調査及び審議を経て、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会が定めた落札者決定基準に従い、参加者の技術提案書の審査を行うことができる。

3 前項の審査・確認は、書面により行うことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

(会議の公開)

第 11 条 企画提案等審査委員会は、非公開とする。

(審査委員会の庶務)

第 12 条 企画提案等審査委員会の庶務は、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事務局において処理する。

(謝金の支払)

第 13 条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会は、委員に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱で定めるもののほか、企画提案等審査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別紙

企画提案等選定委員会委員 名簿

組織名	所属等	氏名 (敬称略)	審査会 委員	企画提案 方式	総合評価 入札方式
国際発信実行委員会 東京ベイeSGプロジェクト	委員長	株式会社 arca	辻 愛沙子	委員	○
	副委員長	株式会社グランドレベル	田中 元子	委員	○
	委員	日本科学未来館	伊藤 洋一	委員	○
	事務局長	東京都政策企画局理事(計画調整部長事務取扱)	佐久間 功成	委員長	○
外部有識者	東京ビッグサイト	藤野 健	委員	○	○
	事業構想大学院大学	田中 里沙	委員	○	○
	立教大学	玉井 和博	委員	○	○